

あなたの意見で変わる葛飾区

区民一人一人が主役です！

あなたにとって住みよい街とは？

～区民と事業者と区がともに考えそして創る街～



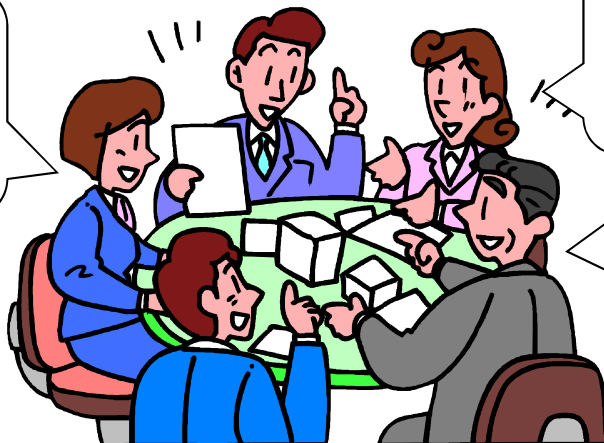
葛飾区区民参加による街づくり推進条例

葛飾区

あなたの周りに **街づくりのつぼみ** はありますか？

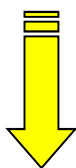
街の理想的なあり方について考えてみませんか？

魅力的な街にするにはどうしたらいいかな？



道路に花を植えたら素敵じゃない？

建物の壁の位置を揃えると見栄えが良いかもね！



こういった意見や要望が実現すれば…

きっと街はこうなるはず！！



みんなで話し合った通りの素敵な街になったわ！！



あなたの抱く街に対する意見や要望こそが、街をすばらしいものへと開花させる**街づくりのつぼみ**となるのです。

街づくり推進条例の趣旨

この条例では区・区民・事業者のそれぞれの役割を明らかにするとともに、区民が街づくりに参加するための手続きが定められています。区民の皆様方がこの条例の手続きにより街づくりの提案をなされた場合、区は提案の内容を施策に反映できるように努めます。

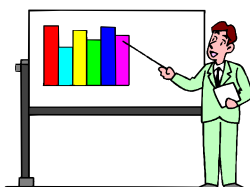
それぞれの役割とは？

区民等



- 街づくりに自主的に参加するように努めます。
- 区の実施する街づくりの施策に協力するように努めます。

事業者



- 自らも街づくりの主体であることを自覚して、安全で快適な街を実現するように努めます。
- 開発行為等を行うにあたっては、区民等の理解と協力を得るように努めます。
- 区を行う街づくりの施策に協力するよう努めます。

区



- 区民等・事業者と協働して街づくりの推進を行っていきます。
- 街づくりについて必要な調査や研究を行い、総合的かつ計画的に街づくりの施策を行っていきます。
- 街づくりを推進するに当たって区民等の意見を尊重するとともに、区民等や事業者の理解と協力を得るように努めます。

step1

“街づくりのつぼみ”を探そう！！

普段、あなたが何気なく暮らしている街。そんな街に今一度、目を向けてみませんか？きっとそこには今まで気づかなかった“街づくりのつぼみ”があるはずです。あなたの街をよりよいものにするダイヤの原石です。さあ、あなたの住む街にアンテナを張り巡らせてみましょう！！



step2

“街づくり活動団体”で話し合おう！！

あなたが見つけた“街づくりのつぼみ”も、あなた一人で持っていては宝の持ち腐れになってしまいます。そこで役立つのが**街づくり活動団体**です。この街づくり活動団体では、みんなの思い描く未来の街の姿について話し合います。そしてその意見をまとめた**街づくり計画の素案**をもとに、今後の話し合いを行っていくこととなります。いわば街づくりの舵取りとなるのが街づくり活動団体なのです。この街づくり活動団体に登録すると、話し合いの手助けとなる様々な支援を区から受けることができます。

step3

周りの理解を得よう！！

街づくり活動団体で街づくり計画の素案を作ったら、その素案について地域の方々の同意を得て**街づくり協議会**を立ち上げましょう。そして街づくり計画の素案をより具体的な要望に作り上げていきます。これを**街づくり計画**とよび、この街づくり計画を区に提案していくことが街づくり協議会の最終的な目標となります。区は街づくり協議会の作成した街づくり計画が一定の要件をみたして提案された場合、その提案が区の施策に反映できるように努めます。この街づくり協議会を区に登録すると、区から街づくり計画の提案をするための資料収集などの手助けをしてくれるコンサルタント業務の費用の補助が受けられます。



ここまでが街づくりの一連の流れです。この街づくり推進条例を有効に使ってあなたの住む街をもっと快適なものにしましょう。

その他この条例でできること

事業者との連携

一定の規模以上（3000㎡を超える）の開発行為を行う事業者は、その地域に街づくり協議会が組織されている場合、その街づくり協議会に対し情報提供や意見交換をするように努めることとなっております。皆さんの作成した街づくり計画をより確実なものとするため事業者からの情報も積極的に役立ててください。



もっと確実なルールにするためには

例えば壁や塀の位置を揃えたり、建物の色を統一したりというように、街の景観を良くするためには一定のルールを設けることが必要な場合があります。皆さんが作成する街づくり計画もその一種なのですが、法律に基づくより強いルールに地区計画というものがあります。街づくり推進条例では、皆さんの定めた街づくり計画を地区計画にするための手続きも定められています。より確実に街づくりを行うためにも、地区計画制度を活用しましょう。



都市計画の決定または変更の提案

都市計画とは、地区計画よりも広い範囲から見た土地や建物に関するルールです。都市計画が決定されようとしている地域に何らかの権利を持つ人は、一定の要件を満たすことによって、その都市計画の決定又は変更を区に提案することができます。



葛飾区 都市整備部 都市計画課 街づくり計画担当係

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

電話番号 03-5654-8382 (直通)
03-3695-1111 (代表)
内線 2516・2504